

公取近畿だより



令和3年8・9月号(第140号)

今月のトピックス

同志社大学にて独占禁止法教室を開催しました (令和3年7月14日)



※オンラインにて講義をする真淵所長

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

7月14日、近畿中国四国事務所長の真淵博が「最近の競争政策の展開～デジタルエコノミーにおける競争政策を中心に～」と題して同志社大学にて講義を行いました。

今回は大学に赴いて講義を行いました。オンライン授業にも対応します。

タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法 に基づく措置命令(令和3年8月31日)



家庭電気製品の製造販売業を営むタイガー魔法瓶株式会社は、「PCK-A080」という品番の電気ケトルについて、テレビコマーシャルや自社のウェブサイトにおいて、電気ケトルが転倒してもお湯がこぼれないかのように表示していました。

しかし、実際には、この電気ケトルが転倒したときは、商品の構造上、お湯がこぼれる場合があるものでした。

そのため、タイガー魔法瓶が行っていた表示は、実際の商品の内容よりも著しく優良であると示すものであり、不当表示に該当すると判断し、措置命令を行いました。

公正取引委員会の動き（報道発表）

（令和3年7月1日～令和3年8月31日）

| 番号 | 月 日 | 発 表 資 料 名 | |
|---------|-------|---|------------------|
| 1 | 7月1日 | セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合に関する審査結果について | 経済取引局企業結合課 |
| 2 | 7月7日 | 令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について | 経済取引局企業結合課 |
| 3 | 7月7日 | 同志社大学における「独占禁止法教室」の開催について | 近畿中国四国事務所 |
| 4 | 7月9日 | 宮崎市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について | 九州事務所 |
| 5 | 7月9日 | 北九州市立大学における「独占禁止法教室」の開催について | 九州事務所 |
| 6 | 7月9日 | 香川大学における「独占禁止法教室」の開催について | 四国支所 |
| 7 | 7月12日 | 国際教養大学における「独占禁止法教室」（オンライン方式）の開催について | 東北事務所 |
| 8 | 7月15日 | 愛知県立大学における「独占禁止法教室」（オンライン方式）の開催について | 中部事務所 |
| 9 | 7月21日 | 第218回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について | 経済取引局総務課 |
| 10 | 7月26日 | 富山大学における「独占禁止法教室」（オンライン方式）の開催について | 中部事務所 |
| 11 | 8月6日 | インド競争委員会との間の協力に関する覚書の締結について | 官房国際課 |
| 12 | 8月10日 | 岩手県久慈市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について | 東北事務所 |
| 13 | 8月10日 | 令和3年度の北海道地区における入札談合防止に関する発注機関との連絡担当官会議等の開催について | 北海道事務所 |
| 14 | 8月16日 | 新型コロナウイルス感染者について | 官房人事課 |
| 15 | 8月18日 | 小樽商科大学における「独占禁止法教室」（オンライン方式）の開催について | 北海道事務所 |
| 16 | 8月26日 | 岡山県加賀郡吉備中央町における有識者との懇談会について | 中国支所 |
| 17 ★ | 8月31日 | タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について | 近畿中国四国事務所 取引課 |

| 番号 | 月 日 | 発 表 資 料 名 | |
|----|----------|-------------------------------|-------------|
| 18 | 8 月 31 日 | 公正取引委員会の令和 4 年度概算要求について | 官房総務課(予算関係) |
| 19 | 8 月 31 日 | 公正取引委員会における令和 3 年度の政策評価結果について | 官房総務課 |

★を付した報道発表以外の内容については、下記リンク先からご覧ください。

リンク先 → 7 月 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jul/index.html>

8 月 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/aug/index.html>

○ 近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



オンラインにも対応します。

【お問い合わせ先】

総務課 鈴木（スズキ）、奥居（オクイ）
電話：06-6941-2173
メール：kinkisoumu@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

総務課 石本（イシモト）、松原（マツバラ）
電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課 鈴木（スズキ）、新宮（シンミヤ）
電話：06-6941-2173
メール：kinkisoumu@jftc.go.jp

4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

総務課 石本（イシモト）、松原（マツバラ）
電話：06-6941-2174

5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法、消費税転嫁対策特別措置法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。

【お問い合わせ先】

●優越的地位の濫用規制・下請法関係

下請課 津田（ツダ）

電話：06-6941-2176

●消費税転嫁対策特別措置法関係

消費税転嫁対策調査室 中谷（ナカタニ）

電話：06-6941-2205

6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

●独占禁止法関係 総務課松原（マツハラ）

電話：06-6941-2174

●下請法関係 下請課 津田（ツダ）

電話：06-6941-2176

●消費税特別措置法関係

消費税転嫁対策調査室 中谷（ナカタニ）

電話：06-6941-2205

7 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。**オンライン開催もご相談ください。**

【お問い合わせ先】

取引課 田邊（タナベ）、前川（マエカワ）

電話：06-6941-2175

○ 公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為を禁止するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するための特別措置を定めた法律です。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）

06-6941-2206（消費税転嫁対策調査室）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっきん」

| | |
|---------------------------------------|------------|
| ① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談 | 総務課 |
| ② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談 | 経済取引指導官 |
| ③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出 | 経済取引指導官 |
| ④ 中小企業等協同組合法の届出 | 経済取引指導官 |
| ⑤ 事業者団体の活動についての相談 | 経済取引指導官 |
| ⑥ 優越的地位の濫用についての相談 | 取引課 |
| ⑦ 下請法についての相談 | 下請課 |
| ⑧ 下請法違反被疑事実についての申告 | 下請課 |
| ⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告 | 第一審査課 |
| ⑩ 景品表示法についての相談 | 取引課 |
| ⑪ 景品表示法違反被疑事実についての申告 | 取引課 |
| ⑫ 申告の処理に係る申出 | 総務課 |
| ⑬ 消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付 | 消費税転嫁対策調査室 |
| ⑭ 消費税転嫁・表示カルテルの届出 | 消費税転嫁対策調査室 |

○ 公正取引委員会メールマガジン・SNS等

公正取引委員会では、公正取引委員会の活動状況に関する情報を積極的に御提供させていただくために、毎週1回、「公正取引委員会メールマガジン」を配信させていただいております。御希望の方は、公正取引委員会ホームページの「報道発表・広報活動」に設けてあります公正取引委員会メールマガジンより御登録をお願いします。<https://www.jftc.go.jp/houdou/merumaga/index.html>

公正取引委員会では、以下のソーシャルメディア（Twitter, Facebook 及び YouTube）による情報発信もしております。

Twitter

アカウント名：公正取引委員会 (@jftc)

Facebook

アカウント名：公正取引委員会 (JapanFTC)

YouTube

アカウント名：公正取引委員会チャンネル (JFTCchannel)

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課 奥居（オクイ）

●電話 06-6941-2173

●メール：kinkisoumu@jftc.go.jp

令和3年8月31日

タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、タイガー魔法瓶株式会社に対し、同社が供給する「PCK-A080」と称する電気ケトルに係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名称 タイガー魔法瓶株式会社（法人番号 3120001015362）
所在地 大阪府門真市速見町3番1号
代表者 代表取締役 菊池 嘉聡
設立年月 昭和24年5月
資本金 8000万円（令和3年8月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「PCK-A080」と称する電気ケトル（以下「本件商品」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル及び自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

別表「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容（別紙1及び別紙2）

例えば、令和2年10月10日から同月26日までの間、同年11月2日、同月9日、同月16日、同月23日及び同月30日に、地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャルにおいて、本件商品を持ち運んでいる人物がつまずいて本件商品をソファ上に落として転倒させる映像及びソファ上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「もしものとき、熱湯がこぼれないように、設計しています。」との音声並びにテーブル上に転倒した本件商品から液体がこぼれない映像と共に、「安全最優先」及び「01 転倒お湯もれ防止」との文字の映像等を表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品が転倒しても本件

商品からお湯がこぼれないかのように示す表示をしていた。

イ 実際

本件商品が転倒したときは、本件商品の構造上、本件商品からお湯がこぼれる場合があるものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電 話 06(6941)2175

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinke/







